

4 競争政策関係

ア 独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保するための手段）の見直し・強化

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
公正取引委員会の体制強化・移行 （公正取引委員会、総務省）	公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	体制強化について措置			（公正取引委員会、総務省） 公正取引委員会の体制については、平成16年度において35名の増員を行い、また弁護士、エコノミストを採用する等体制の充実強化を図った。	

イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

（イ）企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
事前相談の明確化・透明化 （公正取引委員会）	公正取引委員会は事前相談制度を明確化・透明化することとし、事前相談のうちどのような案件を公表するか基準を明示するとともに、同委員会が企業に求める提出資料リスト、審査期間等を明示・公表するなど、運用を明確化する。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について（平成14年12月11日）】		逐次実施 （12月公表）	逐次実施	（公正取引委員会） 事前相談の迅速性及び透明性をより一層高める観点から、平成14年12月11日、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表し、同方針に基づき提出資料の明確化等を図った。	

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		13年度	14年度	15年度		
証券取引分野における市場監視機能の強化 (金融庁)	d 帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に対する罰則の強化 法定帳簿は、顧客の投資判断には直接関係しないとはいえ、その虚偽記載は、行為の悪質性・重大性において、有価証券報告書等の虚偽記載と同等ではないかとの指摘もあり、他の法制における法定帳簿の取扱いとの整合性、証券取引法の他の罰則との整合性等を踏まえ、現行法令による抑止力の実効性について必要な検討を行う。			検討・結論	(金融庁) 検討の結果、以下の理由により、現在の証取法上の法定帳簿についての検査回避・虚偽記載への罰則は、現時点において適切なものであるとの結論を得た。 証取法上の法定帳簿についての検査回避・虚偽記載への罰則は、平成9年の罰則強化の際に、大幅強化(罰金刑引上げ(30万円→300万円)、懲役刑(1年以下)新設、法人重課(2億円)、以上法198条の5)他法令では、法定帳簿の虚偽記載、隠匿について、証取法を超える罰則を置いている例はなく、罰則を設けていないケース(銀行法、保険業法)もあり、証取法について更なる罰則の強化を行うことは、他法令とのバランスを失することとなる。 証取法内においても、上記検査回避・虚偽記載より重い罰則は、インサイダーや相場操縦等の不正取引、業務停止命令違反等のみであり、帳簿書類の検査回避・虚偽記載等に対する罰則水準は相当重い。なお、有価証券報告書等の虚偽記載についてより重い罰則(5年以下の懲役、500万円以下の罰金、法人重課(5億円))となっているのは、投資家保護の観点から特にその公正確保が重要であるためである。	
各事業分野におけるエンフォースメントの強化 (総務省)	a 電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化 電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。		逐次措置		(総務省) 電気通信事業分野においてより専門的な見地や、より公正・中立な立場での市場評価を行う体制を強化すべく市場評価企画官の設置を要求した(平成16年4月1日に設置)	
(経済産業省)	b エネルギー分野におけるエンフォースメントの強化 電気事業分野及びガス事業分野においては、市場の開放により競争が促進され様々な紛争が生じることが予想されること		逐次措置		(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告及び都市熱エネルギー部会報告に基づき、市場監視を行い、	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	から、公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備するとともに、競争促進ルールのエンフォースメントの強化という観点から市場監視機能の強化を図る。				機動的な紛争処理を行うための体制を整備した。	
(経済産業省)	c エネルギー分野における競争監視機能の強化 電気事業分野においては、市場監視及び紛争処理のための監視機関に高度のチェック機能を付与する。また、ガス事業分野においても、市場の公正な運営を監視するための機関の設計を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立な立場から市場監視を実効的に行う観点から、外部有識者等を積極的に活用することとした。	
(関係府省)	d 専門的機関の機能・権限 ネットワーク事業分野における専門的機関については、迅速な紛争処理、競争監視の実効性確保、競争ルール策定との連携を実現する観点から、その整備に当たり、以下のような機能・権限を付与することについて検討する。 ア 斡旋、仲裁などの事業者間の紛争処理機能 イ 情報遮断、会計分離等を含む競争ルールの遵守状況等の監視及び調査権限 ウ 監視、紛争処理の成果を競争ルール策定に適切に反映するための勧告権限		検討・結論		(経済産業省) 平成15年の改正電気事業法に基づき指定された送配電等業務支援機関(中立機関)においては、系統利用に関する紛争処理を行うほか、系統利用等に関するルールを整備した。	
(経済産業省、総務省、公正取引委員会)	e 業種を超えた参入の促進 電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者による業種を超えた参入が活発化すると考えられるが、事業所管省庁は、他分野における市場支配力等を背景とした反競争的行為が行われることがないよう、参入等に当たって適切な担保措置を講ずる。また、問題となる行為が見られた場合には、事業所管省庁及び公正取引委員会は、積極的にこれを是正・排除する。		検討・措置		(総務省) 総務省は、東京電力株式会社が第一種電気通信に参入する際に、同社が電気事業分野において独占的な地位を有している等、固有の事情があることを踏まえ、情報通信審議会への諮問、パブリックコメント等を経て、電気通信市場における公正競争を確保するため必要最小限のものとして、第一種電気通信事業の参入許可に当たって条件を付したところ(平成14年2月8日許可)。また、総務省は、中部電力が参入する際にも、同様の事情があることを踏まえ、参入許可に当たって同様の条件を付したところ(平成14年9月25日許可) (経済産業省)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>電気事業分野においては、市場支配力を背景とした反競争的行為が行われることのないよう、「適正な電力取引についての指針」の整備や中間法人による送配電等業務支援機関制度を創設したところ。</p> <p>また、ガス事業分野においては、他事業分野における独占的な地位を利用して不当に他のガス事業者の事業活動を困難にするおそれのある行為について、「適正なガス取引についての指針」において規定したところ。</p> <p>（公正取引委員会）</p> <p>公益事業分野における独占禁止法違反について、効率かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置したIT・公益事業タスクフォース（平成13年4月設置）を活用し、引き続き励行する。</p>	
<p>専門的機関と公正取引委員会の関係 （公正取引委員会及び関係府省）</p>	<p>実効性ある競争監視及び公正・透明かつ迅速な紛争処理を確保する観点からは、競争の基本ルールである独占禁止法を所管する公正取引委員会と、各事業法を所管する事業所管省庁又は専門的機関が、それぞれの法律に基づき、競争ルールの遵守状況の監視、紛争処理を行うことができるようにし、両者の競合緊張関係の下で、適切な処理が行われるようにする。</p> <p>このような関係の中で、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、迅速かつ柔軟にルールの見直しが行われ、それが監視や紛争処理に活用されるよう、公正取引委員会、事業所管省庁、専門的機関の間で、適時適切に情報交換を行う等、実効性ある連携を図る。</p>		逐次実施		<p>（公正取引委員会、経済産業省、総務省）</p> <p>電気事業分野及びガス事業分野においては、公正取引委員会と経済産業省は、それぞれの所管範囲に責任を持ちつつ、相互に連携を図ることにより、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を共同で策定している。また、経済産業省は、「電気の取引に関する紛争処理ガイドライン」及び「ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」を策定し、電気事業法又はガス事業法に基づいて紛争処理を行うほか、独占禁止法に関連があると考えられる事項については公正取引委員会に連絡するなど、紛争の適切な処理が行われるよう、相互の連携を図っている。</p> <p>また、電気通信事業分野においては、公正取引委員会と総務省は、それぞれの所管範囲に責任を持ちつつ、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同で策定しており、同指針に基づいて、必要に応じ情報交換等を行うこととするなど、相互の連携を図っている。</p>	

エ 企業の経済活動を活性化するためのその他の措置

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
公共料金 (内閣府及び関係府省)	民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」(平成6年11月18日閣議了解)を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。	逐次実施	フォローアップ (3月公表)			(内閣府) 公共料金分野の情報公開の進ちょく状況を把握するため、検討会を設置し、平成15年3月6日に「公共料金分野における情報公開の現状と課題」(公共料金情報公開フォロー・アップ報告書)をとりまとめた。 また、関係各省の公共料金分野の情報公開を促進するため、物価安定政策会議の下に検討委員会を設置し、公共料金分野における横断的な規制影響分析ガイドラインの策定に取り組んでいるところである。	
(内閣府及び関係府省)	a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちょく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。 【公共料金分野における情報公開の現状と課題(平成15年3月6日)】						
(内閣府)	b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。 【公共料金の構造改革：現状と課題(平成14年6月25日)】	検討	結論 (6月公表)			(内閣府) 公共料金分野における制度改革に関する課題について検討するため、物価安定政策会議の下に検討会を設置し、平成14年6月25日に「公共料金の構造改革 - 現状と課題 - 」をとりまとめた。 また、関係各省の公共料金分野の制度改革を促進するため、物価安定政策会議の下に検討委員会を設置し、公共料金分野における横断的な規制影響分析ガイドラインの策定に取り組んでいるところである。	

オ 政府調達制度の見直し

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
多様な入札・契約方式の推進 (国土交通省及び関係府省)	b 公共工事の品質確保を図る観点から、国等の機関においては、環境維持、交通の確保、特別な安全対策等価格以外の要素を重視すべき工事については、価格とともに性能等を併せて評価する総合評価落札方式による発注を積極的に推進する。				逐次措置	(国土交通省) 平成15年度においては、前年度に引き続き、全発注金額の2割以上で試行することを目標として取り組み、これについては達成した。 また、国土交通省・財務省連名で各省庁に対し、総合評価落札方式の導入・活用等について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成16年12月28日付け国土交通省・財務省通知))。	
指名停止措置の更なる強化 (国土交通省及び関係府省)	違反行為に対する抑止力強化を図り、公共契約における不適当な業者の混入を排除する観点から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(中央公契連モデル)における贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止について、その運用の明確性及び手続の適正性の確保に一層留意しつつ、指名停止期間の延長等の強化を図ることを検討する。				検討	(国土交通省) 国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、指名停止措置等の適正な運用の徹底等について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成16年12月28日付け国土交通省・総務省通知))。	